

石川県公報

平成 26 年 3 月 31 日 (月曜日)

号 外

(第 37 号)

目 次

| 教育委員会 | |
|--|---|
| ○石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○石川県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○石川県就学指導委員会規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部の施行期日を定める規則 | 2 |

教 育 委 員 会

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第二号

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表業務主任の項中「業務主任」を「業務主任
業務副主任」に改める。

第十四条第三項の表中「業務主任」上司の命を受け、担任業務を処理する。」を

「業務主任 上司の命を受け、担任業務を処理する。
業務副主任 上司の命を受け、担任業務を処理する。」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第三号

石川県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

石川県立学校の職員の職の設置に関する規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表に次のように加える。

業務副主任 上司の命を受け、担任業務を処理する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第四号

石川県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

石川県就学指導委員会規則(昭和四十九年石川県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

石川県教育支援委員会規則

第一条中「石川県就学指導委員会」を「石川県教育支援委員会」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の石川県就学指導委員会規則(以下「旧規則」という。)の規定による石川県就学指導委員会の委員である者は、この規則の施行の日、改正後の石川県教育支援委員会規則(以下「新規則」という。)の規定による石川県教育支援委員会の委員となるものとし、その任期は、新規則第四条第一項の規定にかかわらず、旧規則の規定による就学指導委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第五号**石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部の施行期日を定める規則**

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則(平成二十四年石川県教育委員会規則第一号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。